

## 駐車場整備地区

駐車場法に基づく制度であり、商業地域内、近隣商業地域内等又はその周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができることとされている。

本市においては、以下のとおり。

名称 「中央駐車場整備地区」

砂子一・二丁目、駅前本町、小川町、日進町の一部、東田町、堀之内町、本町一・二丁目、南町、宮本町

面積 約88.4ha 昭和39年9月1日 都市計画決定

